

退職手当等に対する個人市民税・県民税の特別徴収について

退職手当等に対する個人市民税・県民税は、所得税と同様に他の所得とは分離して計算し、所得税の源泉徴収とあわせて、退職手当等から徴収し、納入していただくことになっています。

(1) 退職手当等に対する個人市民税・県民税（所得割）の納税義務者

退職手当等の支払を受けるべき日（通常は退職日）の属する年の1月1日現在、日田市にお住まいの方が納税義務者となります。

(2) 税額の計算

退職手当等に対する個人市民税・県民税（所得割）の計算方法は次のとおりです。

$$\text{退職手当等の支払額} - \text{退職所得控除額} \times 1/2 \Rightarrow \text{課税退職所得金額 (1000円未満切捨て)}$$

$$\begin{aligned} \text{課税退職所得金額} \times \text{所得割税率} 6\% &= \text{市民税額 (100円未満切捨て)} \Rightarrow \boxed{\text{個人市県民税額}} \\ \times \text{所得割税率} 4\% &= \text{県民税額 (100円未満切捨て)} \Rightarrow \boxed{\text{(所得割額)}} \end{aligned}$$

【退職所得控除額の計算方法】

勤続年数	退職所得控除額	
勤務年数 20 年以下の場合	40万円×勤続年数 ※80万円に満たない場合は 80万円となります。	障がい者になったことに直接起因して退職された場合は、左記により計算した金額に 100万円を加算します。
勤続年数 20 年超の場合	800万円+70万円×(勤続年数-20 年)	

退職所得控除額の計算方法は所得税と同様となっています。詳細については、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) の「タックスアンサー」もご覧ください。

(3) 納入手続き（納入申告書の記入・納入内訳書の提出）

退職手当等を支払う際に、所得税の源泉徴収とあわせて、退職手当等に対する個人市民税・県民税（所得割）を徴収し、徴収した月の翌月 10 日までに、給与分の月割額とあわせて納入してください。納入書および納入申告書について、11ページの記載方法により必要事項を記入のうえ納入してください。また、「退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書」を作成し、日田市役所税務課まで提出してください。